

## 平成31年度 在住外国人派遣相談の実施について

### 1. 趣 旨

一般財団法人岡山県国際交流協会（以下「協会」という。）では、県内に数多く生活している中国人、ブラジル人、ベトナム人、フィリピン人、韓国人の岡山での生活支援をするため「在住外国人派遣相談」を実施します。

これは、距離的な理由等で、岡山国際交流センターで実施する「多言語相談」を利用できない在住外国人の一般生活相談等に応じるため、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、韓国語の相談員を地域に派遣する制度です。

### 2. 期 間

2019年4月～2020年3月13日（金）（2019.12/29～2020.1/3 及び日曜日を除く）

### 3. 場 所

- ・ 相談場所（会場）は原則として市町村等が提供することとします。
- ・ 相談者の個人宅への派遣は行いません。（但し、県内市町村等の公的機関の職員と共同して相談に応じる場合で特に協会が必要と認めた場合を除きます）
- ・ 相談場所は原則として個室とします。

### 4. 派遣対応内容等

- ・ 一般生活相談
- ・ 岡山国際交流センターで実施している「多言語相談」で対応することを原則とし、同センターへの来館が難しい場合等で、協会が特に必要と認めた場合に、派遣相談で対応します。
- ・ 原則として派遣は1件につき1回とします。
- ・ 必要に応じ協会職員が随行します。

### 5. 相談者

- ・ 県内在住の外国籍住民（中国語又はポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、韓国語を母語とする中国又はブラジル、ベトナム、フィリピン、韓国出身の方等）。
- ・ 相談時には必ず相談者本人が来ることとします。

### 6. 派遣依頼者

- ・ 原則として県内市町村等の公的機関あるいは特に協会が認める機関・団体等。
- ・ 依頼者は事前に「相談員派遣依頼書」を提出することとします。
- ・ 依頼者は適切な相談場所を提供することとします。

### 7. 相談員

- ・ 日本語及び中国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、韓国語で対応します。
- ・ 相談者の個人情報及び相談内容を他言しないことを誓約した者です。

## 8. 費用等

- 相談無料
- 派遣に係る相談員等の謝礼・交通費等については、原則として協会が負担します。

## 9. 相談員派遣の流れ

### ① 協会に「相談員派遣依頼書」(別紙 様式①)を提出

- 緊急の場合を除き、日程調整や相談員の資料等の事前準備のため、できる限り余裕をもった日程を設定することとします。
- 市町村サービスの利用に関する相談等の場合、併せて関係資料を提供することとします。

↓

### ② 相談員派遣の調整

↓

### ③ 確定後の依頼者への連絡

↓

### ④ 相談場所(市町村役場内相談室、会議室等の個室)の確保

↓

### ⑤ 相談者への日程・場所等の連絡

↓

### ⑥ 相談員の派遣

↓

### ⑦ 協会への「相談員派遣終了報告書」(別紙 様式②)の提出

↓

### ⑧ 必要に応じて市町村等への引継ぎ

依頼者(市町村等)

協会

## 問合せ先

一般財団法人 岡山県国際交流協会 企画情報課 担当：元木  
〒700-0026 岡山市北区奉還町2-2-1 岡山国際交流センター内  
TEL: 086-256-2914 FAX: 086-256-2489  
E-mail: vnet@opief.or.jp

